

入札参加者各位

福岡県建築都市部

工事請負契約書第25条第5項（単品スライド条項）の運用の拡充について

福岡県建築都市部発注工事においては、工事請負契約書第25条第5項（単品スライド条項）の運用について平成20年7月15日から運用を開始しておりますが、工事の内容によっては、鋼材類や燃料油以外の主要な工事材料についても価格が著しく上昇し、請負代金額が不相当となるおそれがあると認められるため、当分の間、下記のとおり単品スライド条項の運用を拡充しておりますのでお知らせします。

記

原油価格の高騰等の特別な要因により、鋼材類及び燃料油以外の主要な工事材料の価格の著しい上昇が認められる場合には、鋼材類について単品スライド条項を適用する場合の取扱いに準じて、当該工事材料について単品スライド条項を適用できることとしております。

※ 問い合わせについては、各設計担当課へお願いします。